



令和7年度

PTA総会資料

令和7年4月23日

柏市立酒井根小学校PTA

総 会

《 報 告 ・ 議 事 》

(1)令和6年度PTA活動報告

(2)令和6年度PTA会計決算報告

(3)令和6年度PTA会計監査報告

(4)令和6年度PTA会計決算の承認について

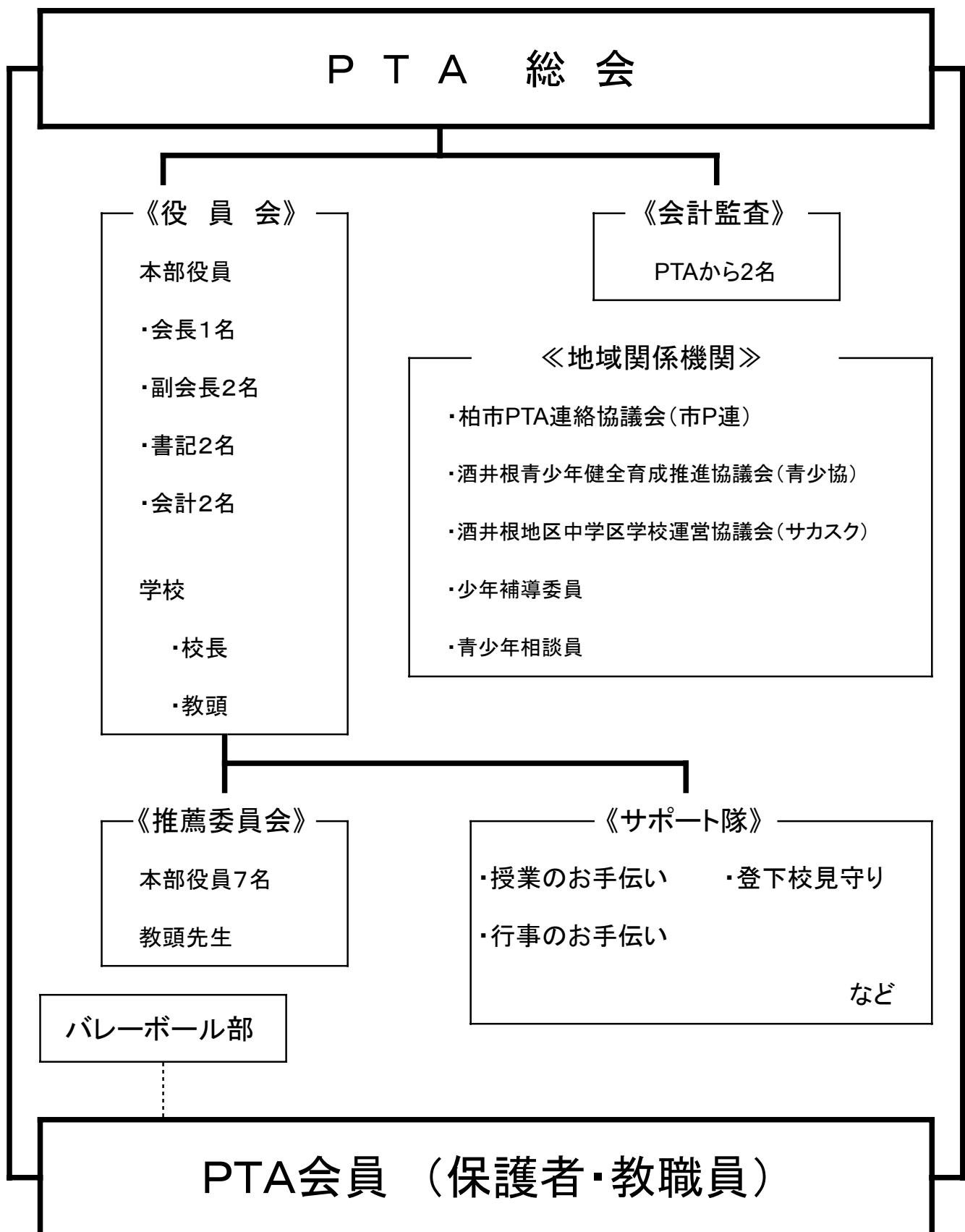
(5)令和7年度PTA役員選出並びにその承認について

(6)令和7年度PTA活動計画案並びにその承認について

(7)令和7年度PTA会計予算案並びにその承認について

(8)酒井根小学校PTA会則並びに細則の改定について

柏市立酒井根小学校PTA組織図



令和6年度 本部活動報告

月	日	内 容
4	25	令和6年度PTA総会
		第1回本部会・新旧本部役員顔合わせ・引継ぎ(PTA会議室)
		第1回役員会(PTA会議室)
5	13	サポート隊通信5月号配信
	15	『みんなの子育て広場』子育て支援委員会出席(酒井根小学校)
	20	第2回本部会・役員会(PTA会議室)
	23	柏市PTA連絡協議会 定期総会出席(ハート柏迎賓館)
	25	体育発表会 お手伝い・後片付け・反省会
6	3	サポート隊通信6月号配信
	29	第3回本部会・役員会(PTA会議室)
7	6	柏市PTA連絡協議会 会長・副会長研修会出席(柏市中央公民館)
	17	移動交番参加(パソコン室)
	26	第46回PTAバーボン大会応援(柏市中央体育館)
8	23	令和6年度第2回学校運営協議会(ミニ集会)参加
	26	サポート隊通信9月号配信
9	25	第4回本部会・役員会(PTA会議室)
10	2	サポート隊通信10月号配信
	9	前期会計監査(PTA会議室)
	21	第5回本部会・役員会
	28	第3回酒井根中学校区学校運営協議会(酒井根西小学校) 4校会議 酒井根中・酒井根小・酒井根東小・酒井根西小(酒井根中学校)
11	6	サポート隊通信11月号配信
	9	ラララミュージック お手伝い(保護者誘導、会場整理)
	20	『みんなの子育て広場』すごろくトーク実施(1年生保護者給食試食会にて)
	27	第6回本部会・役員会・第1回推薦委員会PTA会議室)
	28	持久走大会 お手伝い(保護者誘導)
12	18	第7回本部会・役員会・第2回推薦委員会(PTA会議室) 移動交番参加
1	6	サポート隊通信1月号配信
	27	第8回本部会・役員会・第3回推薦委員会(PTA会議室)
2	7	サポート隊通信2月号配信
	10	PTA臨時総会開催(電子決議)
	19	第8回本部会・役員会・第4回推薦委員会(PTA会議室)
3	10	第9回本部会・役員会・第5回推薦委員会(PTA会議室)
	16	第2回柏市小中学校PTA会長・副会長研修会出席
	24	給食監査 お別れ式(ソープフラワー贈呈)
4	9	期末会計監査
	14	第10回本部会(PTA会議室)
	23	令和6年度 PTA総会・書面決議

※他、サポート隊のお手伝い募集フォームを作成、sigfyにて配信

令和6年度 推薦委員会活動報告

月	日	内 容
11	25	「次期本部役員・会計監査選出について」sigfyにて配信
	27	第1回推薦委員会 顔合わせ 委員長選出
12	6	推薦書回収 候補者検討
	17	第2回推薦委員会 候補者検討
1	27	第3回推薦委員会 候補者検討
2	1	第4回推薦委員会 候補者決定
3	10	第5回推薦委員会 各候補者へ「本部役員・会計監査ご協力のお礼」および 「確認書」を配布し回収
		「本部役員・会計監査継続意思確認書」配付し 候補者名簿作成 令和7年度本部役員・会計監査候補者名簿作成
4	23	令和6年度PTA総会承認後、解散予定

令和6年度 PTAバレーボール部活動報告

月	日	内 容
4	6	酒井根中PTAバレーボール部と合同練習(酒井根中)
7	26	第46回柏市PTAバレーボール大会出場(柏市中央体育館)
11	30	4校対抗親善試合(酒井根西小)
2	8	4校対抗卒業試合(酒井根小)

※酒井根小学校体育館にて土曜日午後、不定期ですが楽しく練習しています。

令和6年度 酒井根地区青少年健全育成推進協議会 活動報告

月	日	内 容
5	11	定例会(音楽の集い日程と出演者募集)
6	8	定例会(音楽の集い出演者決定)
7	13	定例会(音楽の集い参加ノベルティ決め)
9	14	定例会(音楽の集い必要機材手配)
10	6	代表者会議(中学校にて出演者と打ち合わせ)
	12	定例会(タイムスケジュール・出演者・配置担当など最終確認)
11	1	音楽の集い前日準備
	2	音楽の集い
1	11	定例会(音楽の集い反省点等報告)
2	8	定例会(来年度音楽の集い日程等)
3	8	定例会(他部署手伝い)
4	12	24年度最終定例会

※青少協役員は会計監査(2期)が担当

令和6年度 酒井根地区少年補導委員活動報告

月	日	内 容
4	10	酒井根中生徒指導主任へ挨拶
	11	酒井根小・東小・西小・の教頭先生へ挨拶
	20	柏市少年補導員総会出席
	26	酒井根中PTA総会出席
	30	地区ミーティング
5	1	酒井根中学校長先生・教頭先生へ挨拶(教頭先生不在)
	9	柏市街頭補導
	11	地区パトロール
6	7	学童連小中高情報交換会
	8	第1回補連協運営委員会
	22	地区パトロール
7	21	酒井根・西山 夏祭りパトロール(20日が雨天で延期したため)
8	24	光が丘・東山 夏祭りパトロール
	25	光が丘 夏祭りパトロール
9	21	地区パトロール
10	3	体育祭前日パトロール
	4	体育祭当日夕方パトロール
	24	酒井根中合唱コンクール見守り活動(柏駅→柏市民文化会館)
11	16	補導員運営委員会
	24	地区パトロール
12	14	1日補導キャンペーン(松葉)
	29	地区パトロール
1	14	各学校4校へ「あすなろ」配布
	24	地区パトロール
2	10	あいさつ運動
	14	地区ミーティング・地区パトロール
3	10	酒井根中卒業式前日パトロール
	11	酒井根中卒業式当日の外警備

令和6年度酒井根小学校PTA会費決算書

【収入の部】

(単位:円)

項目	予算額	実収入額
1.PTA会費児童家庭数分	1,422,000	1,323,000
2.PTA会費教職員分	90,000	90,000
3.令和5度PTA会費未回収分	0	101,200
4.普通預金決算利息	0	165
5.雑収入	0	369
6.寄付金	0	0
7.前年度より繰越金	1,160,498	1,160,498
合計	2,672,498	2,675,232

【支出の部】

(単位:円)

	項目	予算額	実支出額	残高	備考
1.運営費	1.消耗品費	150,000	23,440	126,560	印刷機インク代・事務用品等
	2.機器リース代	150,000	115,280	34,720	PTA室内印刷機リース代
	3.涉外費	40,000	0	40,000	
	4.負担金	80,000	79,263	737	柏市PTA連絡協議会会費・各保険代
	5.通信費	3,000	0	3,000	推薦委員会電話代
	6.会員慶弔費	80,000	42,500	37,500	会員見舞金・転任教職員花束代等
	7.入学・卒業記念品	130,000	103,277	26,723	卒業証書ホルダー・名札・花かご
	小計	633,000	363,760	269,240	
2.活動費	1.本部費	50,000	8,786	41,214	活動費、運動会PTA参加賞代等
	2.バレーボール部活動費	10,000	10,000	0	活動補助費
	3.環境整備費	300,000	237,600	62,400	トイレ清掃委託費用
	4.児童活動費	300,000	55,000	245,000	ラララミュージック配信費用等
	5.委託費	500,000	71,700	428,300	登下校見守り委託費用等
	小計	1,160,000	383,086	776,914	
3.積立金	1.周年行事積立金	100,000	100,000	0	
	2.備品購入積立金	50,000	50,000	0	
	3.消耗品購入積立金	50,000	50,000	0	
	小計	200,000	200,000	0	
4.予備費		479,498	35,116	444,382	
5.寄付金				0	
	合計	2,472,498	981,962	1,490,536	

実収入額	2,675,232	円
実支出額	981,962	円
差引残高	1,693,270	円
次年度繰越金	1,693,270	円

令和6年度 周年行事積立金会計決算書

【収入の部】

(単位:円)

項目	予算額	実収入額
一般会計より繰入	100,000	100,000
受取利息	0	90
前年度繰越金	599,639	599,639
合計	699,639	699,729

【支出の部】

(単位:円)

項目	実支出額	備考
周年記念寄贈	0	
合計		

実収入額	699,729	円
実支出額	0	円
差引残高	699,729	円
次年度繰越金	699,729	円

令和6年度 備品購入積立金会計決算書

【収入の部】

(単位:円)

項目	予算額	実収入額
一般会計より繰入	50,000	50,000
受取利息	0	28
前年度繰越金	187,653	187,653
合計	237,653	237,681

【支出の部】

(単位:円)

項目	実支出額	備考
	0	
合計	0	

実収入額	237,681	円
実支出額	0	円
差引残高	237,681	円
次年度繰越金	237,681	円

令和6年度 消耗品購入積立金会計決算書

【収入の部】

(単位:円)

項目	予算額	実収入額
一般会計より繰入	50,000	50,000
受取利息	0	40
前年度繰越金	260,683	260,683
合計	310,683	310,723

【支出の部】

(単位:円)

項目	実支出額	備考
	0	
合計	0	

実収入額	310,723	円
実支出額	0	円
差引残高	310,723	円
次年度繰越金	310,723	円

会計監査報告

9月末締めの中間会計監査並びに3月の年度末会計監査の結果、収入収支とともに適切であり諸帳簿領収書等も整理されており、監査の結果適正であることを報告いたします。

※本資料はHP掲載用につき、署名・押印は省略。

令和7年4月9日

柏市立酒井根小学校PTA 令和6年度 会計監査

斎藤 愛理

西脇 伶奈

PTA団体総合補償制度

1 見舞金を給付する場合

傷害事故

PTAの管理下(集合から解散まで)および往復途上において保護者、教師及び児童が急激、偶然、外来の事故(細菌性食中毒を含む)によりケガをした場合に見舞金を給付します。

賠償事故

PTAが法律上の賠償責任を補償しなければならない場合に、それに
よって被る損害について見舞金を給付します。

- 活動中に他人にケガをさせたり、他人の財物をこわしたとき
- 第三者から借用したスポーツ用具その他の財物を行事中に壊したり
紛失したり盗まれたとき

2 補償内容

傷害見舞金

死亡・後遺傷害	入院	通院
235万円	3,000円(日額)	1,500円(日額)

賠償見舞金

	支 払 い 限 度 額	負担自己額/1事故
活動危険	対人1名につき 5,000万円	1,000円
	1事故につき 3億円	
保管物危険	対物1事故につき 500万円	1,000円
	対物1事故につき 10万円	5,000円
支払対象期間通算		1,000万円

3 会費

会員一世帯あたり (傷害部分) 年額 81円

R7.4.1～R8.3.31

児童一人あたり (賠償部分) 年額 9円

R7.4.1～R8.3.31

令和7年度 PTA本部役員 候補者

会長

橋 本

憲 茂

副会長

青 木

綾

副会長

齋 藤

愛 理

書記

菊 田

貴 子

書記

高 橋

敏 美

書記

加 藤

卓 也

教務主任

会計

安 蒜

美 希

会計

佐 野

亜沙美

会計

高 山

有 香

教頭

会計監査

鈴 木

久美子

会計監査

増 本

ユ ミ

令和7年度 活動計画(案)

1 本年度運営方針

- ① 酒井根小学校の様々な活動を通し、児童の健全育成に努める。
- ② 会員の色々な会合に積極的に参加し、会員相互の理解を深めると共に、家庭と学校の信頼関係を築く。
- ③ 会員各自の生涯学習の機会とする。
- ④ 校外における児童の生活指導や環境の整備に努める。

2 本年度活動計画

① 登下校見守り環境整備

- 学校・家庭・地域が一体となって、児童の校外での生活環境を守り、安全を確保する。
- 保護者に任意で登下校指導を行ってもらう。
時期によって外部委託を利用し、子供の安全を見守る。

② 地域関係機関との協力

- 児童の生活安全を守るため県・市・酒井根地区各PTAと連携を図る。
- 青少年健全育成推進協議会、青少年相談員、サカスク等への協力を図り、連携を密にする。

③ サポート隊の活動

- 各学年ごとに学年主任から希望を取り、授業の手伝いを有志の保護者で行う。
- 学校からの依頼により、学校行事における手伝いを本部役員と共にを行う。
参加者は都度募集する。

④ その他活動の継続

- 子育て支援委員会・講演会・子育て広場等を行う。
- 子ども110番の依頼および管理。
- 環境整備・美化活動の外部委託の依頼等。

⑤ 創立55周年記念事業

- 周年行事積立金にて、運動会で使用するポップアップテントを寄贈予定。

令和7年度 酒井根小学校一般会計予算(案)

【収入の部】

(単位:円)

	予 算 額	備 考
1.PTA会費児童家庭数分	1,458,000	250円×486戸×12カ月
2.PTA会費職員分	90,000	250円×30人×12カ月
3.前年度より繰越金	1,693,270	
合 計	3,241,270	

【支出の部】

(単位:円)

	項 目	予算額	備 考
1.運営費	1.消耗品費 2.涉外費 3.負担金 4.通信費 5.会員慶弔費 6.入学、卒業、進級記念品	150,000 40,000 80,000 3,000 80,000 130,000	印刷機インク代・事務用品等 祝儀・市P連懇親会費 柏市PTA連絡協議会会費・各保険代 推薦委員会電話代 会員見舞金・転任教職員花束代等 入学・卒業・進級記念品等
	小 計	483,000	
2.活動費	1.本部費 2.バレーボール部活動費 3.環境整備費 4.児童活動費 5.委託費	50,000 130,000 500,000 300,000 500,000	活動費 活動補助費 花苗・肥料・整備用砂、グラウンド用ミスト等 芸術鑑賞会等 外部委託費
	小 計	1,480,000	
3.活動費	1.周年行事積立金 2.備品購入積立金 3.消耗品購入積立金	100,000 50,000 50,000	周年行事の積立金 PTA室内の備品購入の積立金 校内美化整備品等購入の積立金
	小 計	200,000	
4.予備費		1,078,270	
	合 計	3,241,270	

令和7年度 周年行事積立金予算(案)

【収入の部】

(単位:円)

項目	予算額	備考
一般会計より繰入	100,000	令和7年度周年行事積立金組入
前年度繰越金	699,729	
合 計	799,729	

【支出の部】

(単位:円)

項目	予算額	備考
周年行事	799,729	創立費55周年記念(テント購入予定)
合 計	799,729	

令和7年度 備品購入積立金予算(案)

【収入の部】

(単位:円)

項目	予算額	備考
一般会計より繰入	50,000	令和7年度備品購入積立金組入
前年度繰越金	237,681	
合 計	287,681	

【支出の部】

(単位:円)

項目	予算額	備考
備品購入	287,681	
合 計	287,681	

令和7年度 消耗品購入積立金予算(案)

【収入の部】

(単位:円)

項目	予算額	備考
一般会計より繰入	50,000	令和7年度消耗品購入費積立金組入
前年度繰越金	310,723	
合 計	360,723	

【支出の部】

(単位:円)

項目	予算額	備考
校内美化整備品等購入	360,723	
合 計	360,723	

地 域 活 動 紹 介

酒井根地区青少年健全育成推進協議会(青少協)	
主な活動	<ul style="list-style-type: none">・青少年関係機関及び団体相互の連絡調整を行い、地域ぐるみの青少年健全育成運動を推進し、青少年の非行防止と健全なる育成を図る。・「音楽の集い」「視察研修旅行」他。
構成団体	各小中学校、各小中学校PTA、民生児童委員、青少年相談員、少年補導委員、各町会、自治会、管理組合、子ども会
任期	1年 [令和7年5月1日から令和8年4月30日まで]
増本 ユミ (会計監査)	PTAから1名選出

少 年 補 導 委 員	
主な活動	<ul style="list-style-type: none">・青少年を取り巻く地域の実態を把握し、非行化防止・有害環境の浄化活動を図り、柏駅周辺の定例街頭補導、地区定例パトロール等を行う。
任期	2年 [令和6年5月1日から令和8年4月30日まで]
永沼 麻帆	PTAから1名選出

青 少 年 相 談 員	
主な活動	<ul style="list-style-type: none">・青少年の健全育成推進の担い手としてオーバーナイトハイク等の活動を積極的に推進する。
任期	3年 [令和7年4月1日から令和10年3月31日まで]
石地 留美子	平川 ルミ
芳川 恵一	
55歳以下で小学校区から選出(児童数により選出人数変更有り)	

現行の会則を廃止し、新たに下記のとおり会則を改訂します。

柏市立酒井根小学校PTA会則

第1章 総 則

第1条 名称・所在地及び設立年月日

- 1 本会は、柏市立酒井根小学校PTAと称し、事務所を酒井根小学校内におく任意加入の社会教育団体である。
- 2 本会の所在地を千葉県柏市酒井根19-2とする。
- 3 本会の設立年月日は昭和46年4月1日とする。

第2条 目的

本会は、保護者と教職員が協力して家庭と学校と社会における児童の幸福を図ることを目的とする。

第3条 活動

本会は、第2条の目的をとげるために次の活動をする。

- 1 民主的教育の理解と推進につとめる。
- 2 家庭と学校と緊密な連絡によって児童の健全な心身の発達を図る。
- 3 児童の生活環境をよくする。

第4条 遵守事項

本会は、第3条の活動を行うにあたり、教育を本旨とする民主団体として、次の事項を遵守するものとする。

- 1 児童の教育並びに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
- 2 特定の政党や宗教にいたよことなく、また営利を目的とするような事は行わない。
- 3 本会または本会の役員の名で、公私の選挙の候補者は推薦しない。
- 4 学校の人事その他管理には干渉しない。

第2章 会 員

第5条 会員

次の会員で組織される。

- 1 本校に在学する児童の保護者、またはこれに代わる人。
- 2 本校に勤務する教職員。
- 3 入会については、入学・転入・着任をもって仮登録とし、2週間以内に非入会の申し出がない場合は本入会とする。
- 4 退会については、退会の意を書面提出することにより退会とする。様式は不問。
- 5 会員は会費を納めるものとする。但し、特定の事情がある会員に対しては会費を減免することができる。

第3章 役 員

第6条 本会に次の役員をおく

- 1 会長 1名
- 2 副会長 2名
- 3 書記 3名(教職員1名含む)
- 4 会計 3名(教職員1名含む)
- 5 会計監査 2名

第7条 役員の任務

- 1 会長
会長は、本会を代表として総会を招集し、その他いっさいの会務を総括する。
- 2 副会長
副会長は、会長を補佐して、会長に事故があるときは代理を務める。
- 3 書記
書記は、総会及び諸会議の議事を記録し、関係文書の作成・配付・保管にあたる。

4 会計

会計は、本会の会計事務、会計監査を経て総会において決算報告をする。

5 会計監査

会計監査は、年2回の会計監査を行い、総会において監査結果を報告する。

6 役員の任期は1年とし、再任することができる。

- 7 任期期間中の役員に事故のある場合は、会長の責任において代理を選出し、役員会をもって承認する。代理の任期は、前任者の任期満了とする。

第4章 総 会

第8条 総会は、会員をもって構成し、本会の最高議決機関とする。

- 1 定期総会は、年に1回開催する。
- 2 総会は、次の事項を審議し承認・決議する。
 - (1)前年度活動報告
 - (2)前年度会計決算報告
 - (3)前年度会計監査報告
 - (4)新年度本部役員選出
 - (5)新年度活動計画
 - (6)新年度会計予算
 - (7)その他重要事項に関する事項
- 3 総会は、会員の3分の1以上の出席をもって成立する。
- 4 決議は、出席者の過半数の同意を必要とする。ただし、出席は委任状をもってかえることができる。
- 5 社会情勢により、書面決議になることもある。
- 6 臨時総会は役員会が求めたとき、又は会員の5分の2以上の要求があつたとき開催される。

第5章 会 議 等

第9条 役員会

- 1 役員会は、校長・教頭及び、会長1名、副会長2名、書記2名、会計2名(計9名)で構成される。
- 2 役員会は、必要に応じて会長が召集する。
- 3 その他、必要事項の検討

第10条 本部会

- 1 本部会は、会長1名、副会長2名、書記2名、会計2名(計7名)で構成される。
- 2 本部会は、原則として月1回開催する。また、必要に応じて会長が召集する。
- 3 本部会は、次の事項を行う。
 - (1)総会に関する議案の企画
 - (2)各会議の総括と把握、及び連絡調整
 - (3)緊急事項の処理と報告
- 4 本部会はバレーボール部を設置し、会員は希望により随時入部することができる。

第11条 推薦委員会

- 1 推薦委員会は、役員選出にあたり、本部役員7名、教職員1名(計8名)で構成される。
- 2 推薦委員会は、委員長、副委員長を選出する。
- 3 推薦委員会は、会長、副会長、書記、会計及び会計監査について候補者を選出する。
- 4 推薦委員会の推薦により、総会前に候補者の同意を得た上で、総会の承認を経て選出される。
- 5 推薦委員会は少なくとも、総会予定日3日前までに候補者名を会員に通知する。
- 6 推薦委員会は新役員が選出された時をもって解散する。
- 7 社会情勢により、流会・中止となることがある。

柏市立酒井根小学校

PTA会則

第6章 会 計

- 第12条 本会の経費は、会費・寄付金・その他の収入をもってあてる。
- 第13条 本会の会費は、一世帯月額250円とする。
- 第14条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

第7章 改 正

第15条 会 則

- 1 総会において出席者の過半数の賛成により改正することができる。
- 2 改正案の提出においては、総会前に会員に通知しなければならない。

第16条 細 則

- 1 会長は役員会の議を経て、この会則に反しない限りにおいて、その細則を定めることができる。

第8章 個人情報の取扱い

- 第17条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「柏市立酒井根小学校PTA個人情報取扱規約」に定め、適正に運用するものとする。

柏市立酒井根小学校

PTA慶弔規定(細則)

本会会則第16条に基づき、次のような細則を定める。

第1条 慶弔

1 教職員

(1)転出時の餞別	花束または記念品
(2)見舞 疾病による入院2週間以上	3,000円
(3)香料 本人及び配偶者・子	5,000円
2 PTA会員及び児童	
(1)見舞 疾病による入院2週間以上	3,000円
(2)香料 本人	5,000円
児童	10,000円
3 その他特別な事情のある場合はPTA役員会にはかり決定するものとする。	

- 第2条 慶弔にかかる金額の改訂は経済事情を勘案し、運営委員会で定めるものとする。

この細則は、令和4(2022)年4月26日より実施する。

柏市立酒井根小学校PTA個人情報取扱規約(細則)

本会会則第16条に基づき、次のような細則を定める。

第1条	この規約は、柏市立酒井根小学校PTA（以下「本会」と称す）の保有する個人情報について、その適正管理に必要な事項を定めることにより、本会の適正かつ円滑な運営を図り、個人の権利と利益を保護することを目的とする。	第12条	個人情報は次の場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者への提供を行わないものとする。 1 法令に基づく場合 2 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。 3 公衆衛生のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。 4 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
第2条	本会は個人情報の重要性を認識し、個人情報保護法および本規約に基づき、本会で取扱う個人情報の取得、利用、管理を適正に行う。	第13条	本会は、酒井根小学校と利用目的の範囲内に限り取得した個人情報を以下の通り共同利用することがある。 1 利用する項目：第7条で定める通り 2 利用するものの範囲：酒井根小学校と本会 3 利用目的：第8条で定める通り 4 責任者：第4条で定める通り
第3条	個人情報とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別できるものをいう。	第14条	個人情報を第三者（第12条第1項から第4項および、県、市役所、区役所を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。 1 第三者の氏名 2 提供する対象者の氏名 3 提供する情報の項目 4 対象者の同意を得ている旨
第4条	本会における個人情報の管理者は会長とする。	第15条	第三者（第12条第1項から第4項および、県、市役所、区役所を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。 1 第三者の氏名 2 第三者が個人情報を取得した経緯 3 提供を受ける対象者の氏名 4 対象者の同意を得ている旨（事業者ではない個人から提供を受ける場合は記録不要）
第5条	本会における個人情報の取扱者は役員及び運営委員、並びにそれらが任命した者とする。	第16条	本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。
第6条	個人情報の管理者および取扱者は、職務上知り得た情報を、みだりに他人に知らせ、不当な目的に使用してはならない。その役職を退いた後も同様とする。	第17条	個人情報を漏えい（紛失含む）した恐れがあることを把握した場合は、直ちに管理者へ報告する。
第7条	個人情報を取得する際は、あらかじめ利用目的を定め明示する。また、円滑なPTA活動を行うために以下の情報を取得する。 1 会員の氏名・連絡先（住所・電話番号・メールアドレス・生年月日） 2 会員の子どもの氏名・クラス 3 必要に応じ、会員や会員の子どもなどの写真	第18条	本会は、個人情報の取扱者に対して、定期的に個人情報の取扱いに関する留意事項について研修を実施する。
第8条	取得した個人情報は以下の目的のために利用する。 1 PTA活動に必要な連絡網および名簿の作成 2 各種行事の案内 3 資料等の送付 4 役員選出 5 PTA活動の諸連絡 6 PTAが加入する保険の手続き 7 広報紙等への掲載	第19条	本会は、個人情報の取扱いに関する苦情について、適切かつ迅速な処理に努める。
第9条	本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、第8条の規約により特定された利用目的の範囲を超えて個人情報を取扱わないものとする。		
第10条	個人情報が記載されたいかなるものも、管理者または取扱者が鍵付きの部屋などに保管し適正に管理する。また、不要となつた個人情報は、別の取扱者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄し、管理者に報告するものとする。		
第11条	個人情報は、それを取扱う電子機器・電子媒体に、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態を維持し保管する。また、持ち出す場合は電子メールでの送付を含め、パスワードをかけるなど適切に行う。		

この細則は、平成31（2019）年4月22日より実施する。